

国際会計基準審議会、「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の改訂）を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

国際会計基準審議会（以下、IASB）は2023年5月25日、「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の改訂）を公表しました。

本改訂は公開草案(ED/2021/10)「サプライヤー・ファイナンス契約(IAS第7号及びIFRS第7号の改訂案)（2021年11月26日公表）について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものです。

ポイント

- サプライヤー・ファイナンス契約について、企業の負債及びキャッシュ・フロー並びに企業の流動性リスク・エクスポージャーに与える影響を財務諸表利用者が評価することを可能にする情報の開示が要求されるようになります。
- サプライヤー・ファイナンス契約は、企業が仕入先に対して負っている金額について、資金供給者が支払を申し出ること、及び契約条件に従って仕入先が支払を受けると同じ日又はそれより後の日に企業が支払を行うことに同意することが特徴であるとされます。
- サプライヤー・ファイナンス契約に関して新たに開示が求められる主な項目は、以下のとおりです。
 - 契約条件
 - 報告期間の期首及び期末現在での、
 - (i) サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債（以下、「対象金融負債」）の帳簿価額及び財政状態計算書の表示科目
 - (ii) 対象金融負債のうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額及び表示科目
 - (iii) 対象金融負債、及び比較可能な他の営業債務の支払期日のレンジ
 - (iv) 対象金融負債の帳簿価額の非資金変動の種類及び影響
- 本改訂は、2024年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。早期適用も認められます。なお、適用にあたって、以下の開示は要求されません。
 - 企業が本改訂を最初に適用する事業年度（以下、「適用初年度」）の期首より前の表示報告期間に関する比較情報、適用初年度の期首時点での上記 (ii)及び(iii)で求められる情報、並びに適用初年度内の期中報告期間における本改訂で求められる情報

1. 改訂の背景

IFRS解釈指針委員会が2020年12月にアジェンダ決定「サプライ・チェーン・ファイナンス契約—リバース・ファクタリング」を公表（[IFRS-ICニュース2020年12月](#)参照）した際、リバース・ファクタリング及び類似の契約（サプライヤー・ファイナンス契約）について現行の開示要求事項が不十分であることを示唆する意見が寄せられたことから、IASBは基準改訂により対応を図る必要があると判断しました。

本改訂は、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の財務諸表に与える影響を財務諸表利用者が理解して企業間比較を行うために必要な情報を入手できるようにすることを意図するものです。

2. 改訂の概要

(1) 開示目的

IASBは改訂にあたり、以下の2つの開示目的を定めました（IAS7.44F, BC29）。

- 財務諸表利用者が、サプライヤー・ファイナンス契約が、企業の負債及びキャッシュ・フローにどのように影響するか評価することができるような情報を提供する。
- 財務諸表利用者が、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の流動性リスク・エクスポージャーに与える影響と、当該契約を利用できなくなった場合に企業がどのように影響を受ける可能性があるかについて理解することができるような情報を提供する。

(2) サプライヤー・ファイナンス契約の範囲

IASBは、本改訂がどのような種類の契約に適用されるかを示すにあたり、以下の理由により「サプライヤー・ファイナンス契約」という用語を用いて、要求事項の適用範囲を定めることとしました。

- 企業が契約を締結した理由、契約の形式・名称、財務諸表上の関連する負債やキャッシュ・フローの表示方法などに関係なく、すべてのサプライヤー・ファイナンス契約が対象となる。
- 新たに生じる実務に対しても対応できる。
- 企業が仕入先に負っている金額について資金供給する契約に適用範囲を限定する。

サプライヤー・ファイナンス契約の特徴は以下とされており、この一部を有していても、そのすべてを有していないファイナンス契約は、適用範囲から除外されます（IAS7.44G, BC32, BC33）。

サプライヤー・ファイナンス契約の特徴

- 1つ又は複数の資金供給者が、企業が仕入先に対して負っている金額を支払うことを申し出ること。
- 契約条件に従い、仕入先が支払を受けるのと同じ日又はそれより後の日に企業が支払を行うことに同意すること。

このような契約は、関連する請求書上の支払期日と比較して、企業に対しての支払条件の延長、又は企業の仕入先に対しての支払条件の早期化を提供するものであり、しばしば、サプライチェーン・ファイナンス、支払債務ファイナンス、又はリバース・ファクタリング契約と呼ばれています（IAS7.44G）。

(3) 開示要求事項

企業は、上記の開示目的を満たすため、サプライヤー・ファイナンス契約に関する以下の事項を集約して開示することが求められます（IAS7.44H）。

なお、公開草案では、異なる契約について開示情報の集約が認められるのは、それらの契約の契約条件が類似している場合に限定されていました。また、開示目的を満たすために必要であれば、追加の情報開示を求める提案が行われていました。しかしながら、公開草案に対するコメントを受けて、IASBIは、ほとんどの場合において、集約された情報で財務諸表利用者の情報ニーズは満たされると判断し、それらの提案は取り下げられました。これは、対象となるサプライヤー・ファイナンス契約には共通して前述の特徴があり、かつ、それらの特徴にこそ財務諸表利用者の情報ニーズがあるためです（IAS7.BC36）。

新たな開示要求事項（IAS7.44H）

- (a) サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件（注1）
- (b) 報告期間の期首及び期末時点での、
 - (i) サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額、及び企業の財政状態計算書における関連する表示科目
 - (ii) 上記(i)で開示されているもののうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額、及び関連する表示科目（注2）
 - (iii) 上記(i)で開示されている金融負債、及びサプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な他の営業債務の双方につき、支払期日のレンジ（注3）（注4）
- (c) (b)(i)で開示されている金融負債の帳簿価額の非資金変動の種類及び影響（注5）

（注1）契約条件に類似性のないサプライヤー・ファイナンス契約については、別個に開示しなければならない（IAS7.BC36(a)）。

（注2）この開示によって、財務諸表利用者は、営業キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローへの影響を分析し、企業の流動性リスク・エクスポージャーにサプライヤー・ファイナンス契約がどのように影響するか及び当該契約が利用できなくなった場合に企業がどのように影響を受けるのかを理解することが可能になる（IAS7.BC34(c)）。

（注3）比較可能な他の営業債務とは、例えば、上記(i)で開示された金融負債と同一の事業ライン又は法域内の企業の他の営業債務である（IAS7.44H(iii)）。

（注4）支払期日のレンジが広い場合、企業はそれらのレンジを説明する情報を開示するか、追加のレンジ（例えば階層に分けたレンジ）を開示しなければならない（IAS7.44H(b)(iii)）。

(注5) 企業結合や為替差額の影響等の非資金変動があると、報告期間の期首及び期末の帳簿価額の相互比較可能性が妨げられる。公開草案では、サプライヤー・ファイナンス契約から生じる非資金変動を「財務活動から生じた負債の変動」の開示項目 (IAS7.44B) の例示に加えることが提案されていた。しかしながら、企業が仕入先に負っている金額を決済するキャッシュ・アウトフローが通常、営業キャッシュ・フローに分類されることを考慮すると、投資及び財務取引を対象とする非資金取引に関する開示 (IAS7. 43) の対象を営業取引まで拡張してはどうかといったコメントも受け取ったことから、当該提案に代えて本開示が導入されたものである。(IAS7.44H(c), BC36(b), BC37)。

また、IFRS第7号「金融商品：開示」では、金融負債についての固有の流動性リスクをどのように管理しているかの説明が流動性リスクに関する定量的開示の一環として求められていますが、今般適用指針が改訂され、この開示を作成するために企業が考慮する事項の例示に「サプライヤー・ファイナンス契約に基づく融資枠を利用した、もしくは、利用できる融資枠を有している」が追加されました (IFRS7.B11F(j))。併せて適用ガイダンスも改訂され、流動性リスクの集中が生じる要因の例示にサプライヤー・ファイナンス契約の存在が追記されています (IFRS7.IG18A)。

(4) 適用日及び移行措置

本改訂は、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。早期適用も認められていますが、本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示する必要があります。

また、適用初年度においては、以下の情報について開示は要求されません。

- 適用初年度の期首より前の表示報告期間に関する比較情報
- IAS第7号第44H項(b)(ii)及び(iii)で求められる情報のうち、適用初年度の期首時点に関するもの
- 適用初年度内の期中報告期間における本改訂で求められる情報

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません (過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。